

◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2007年3～4月号 (Vol.18)

2007年4月30日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。

JETRO デュッセルドルフセンター知的財産部ホームページも併せてご利用ください。

<http://www.jetro.de/j/IP/index.htm>)

《特許》

- ・ 欧州委員会, 「欧州イノベーションスコアボード2006」を公表
- ・ 英国特許庁, 日本国特許庁との特許審査ハイウェイ試行に合意
- ・ ドイツ連邦司法省, ドイツ産業連盟, 特許に関する会議を共同開催
- ・ 欧州委員会, 欧州特許制度の改善に関するビジョンを公表
- ・ 欧州発明者大賞2007開催

《意匠・商標》

- ・ 英国知的財産庁による意匠検索サービスについて

《模倣品・海賊版対策》

- ・ フランス産業財産庁, 模倣品対策キャンペーンを再実施
- ・ 欧州議会, 知的財産侵害に対する刑事罰指令案を採択
- ・ G8ビジネスサミットを開催

《特許情報・電子出願》

- ・ スウェーデン特許庁, 特許公報モニタリングサービスを開始
- ・ OHIM, 2006年の年報を公表
- ・ 英国特許庁, 2006年の年報を公表
- ・ EPO, 出願件数予測調査結果を公表
- ・ オーストリア特許庁, 2006年の年報を公表

《その他》

- ・ ペーター・ファーマイ氏，EPOのDG2次期副長官に任命
- ・ 独連邦憲法裁判所，弁護士成功報酬禁止規則に関し違憲と判決
- ・ 英国特許庁新長官にイアン・フレッチャー氏
- ・ 英国特許庁，「英国知的財産庁」と改称
- ・ EPOーインド，知財に関するMOU締結

欧州知的財産ニュースは、JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望，内容に関するお問い合わせ，ご意見・ご希望は，patent@d.jetro.de までお知らせ下さい。Copyright(C)2007JETRO デュッセルドルフセンター(北村・中野)All rights reserved.

本メールの掲載内容を許可なく転載すること，配信された電子メールの第三者への転送，Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお，掲載するニュースの記載内容については，正確性を十分に期しておりますが，記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので，予めご了承下さい。

《特許》

・ 欧州委員会、「欧州イノベーションスコアボード2006」を公表

欧州委員会 (European Commission) は、2月22日、欧州諸国の“イノベーション成績表”とも言える「欧州イノベーションスコアボード 2006」(EIS: European Innovation Scoreboard 2006) を公表した。マーストリヒト・イノベーション経済研究所が欧州委員会共同研究センターと協力して毎年取りまとめている報告書であり、EU25 カ国 (2006年当時) の他、EU 非加盟の欧州諸国、米国及び日本を対象国として、R&D への投資、知的財産等 5つの観点から評価しスコアを算出している。概要以下の通り。

(1) イノベーションスコアによるランク付け

- 先進国 : スウェーデン, スイス, フィンランド, デンマーク, ドイツ, 日本
- 準先進国 : 英国, アイスランド, フランス, オランダ, ベルギー, オーストリア, アイルランド, 米国
- 追従国 : スロベニア, チェコ, リトアニア, ポルトガル, ポーランド, ラトビア, ギリシア, ブルガリア, キプロス, ルーマニア
- 途上国 : エストニア, スペイン, イタリア, マルタ, ハンガリー, クロアチア, スロバキア

(2) 米、日との差異

米国、日本のスコアは EU 平均のスコアよりも高いが、そのギャップは毎年縮まっている。米国・日本が EU よりも勝っている項目は、(a)R&D 投資の対 GDP 比 (日 2.4%, 米 1.9%, EU1.2%), (b)情報通信技術投資の対 GDP 比 (日 7.6%, 米 6.7%, EU6.4%), (c)米国特許取得数及び三極パテントファミリー数、(d)企業の活動初期におけるベンチャーキャピタル投資 (米国は EU の 3 倍以上、日本については言及なし)。逆に EU が日米よりも勝っている項目は、(a)科学技術専攻の大学卒業生比率、(b)欧州企業の共同体商標・共同体意匠取得数。

(3) 知的財産

スコア算出観点の一つである「知的財産」の観点における評価項目は、(a)欧州特許取得数、(b)米国特許取得数、(c)三極パテントファミリー数、(d)共同体商標登録数、(e)共同体意匠登録数 (いずれも百万人当たりの数として評価)。EU は、欧州特許取得数、共同体意匠・商標取得数の項目で昨年よりもスコアが高くなっているものの、知財に関しては依然として米国よりも評価は低い。これについて報告書では、米国と比較して知財への関心が低い

点, 権利取得コストが高い点, 権利取得のための知識が少ない点が原因であるとしている。

— 欧州委員会によるプレスリリースは, 以下参照 —

(米国との差異)

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/221&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

(EU27 カ国の評価概要)

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/07/74&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

— スコアボード全文報告書は, 以下参照 —

http://www.proinno-europe.eu/doc/EIS2006_final.pdf

・英国特許庁, 日本国特許庁との特許審査ハイウェイ試行に合意

訪日中のマーチャント英国特許庁 (UKPO) 長官は, 3月26日, 日本国特許庁の中嶋長官との間で, 両庁間での特許審査ハイウェイ試行の合意文書に署名した。

特許審査ハイウェイは, ある国での特許審査結果を受け取った出願人は, 他の国におけるその対応出願について当該審査結果を提出することによって早期審査を求めることができるという, JPO が提案した二国間審査協力スキーム。一方の庁の審査結果を他庁が利用することによって, 審査負担の軽減を行えると共に特許の質向上にもつながる。現在, 日米間, 日韓間での試行が合意されており, 日英間の合意は JPO として 3 番目の合意であり, 欧州の国との間では初めてとなる。日英間の試行は今年 7 月から 1 年間行われる予定。

ウィクス科学イノベーション担当大臣は, 「UKPO と JPO がこのような歴史的な合意に達したことは大変喜ばしい。特許審査ハイウェイは, 両国での特許審査をスピードアップすると共に, より効率的かつ効果的な顧客サービスへとつながるだろう。この合意が他国との国際協力のモデルとなることを望んでいる。」とのコメントを発表した。

UKPO と他国特許庁とのワークシェアリングの発展は, ゴアーズ・レビューにおける重要提案の一つ。UKPO は, 米国特許商標庁 (USPTO) との間で同様の特許審査ハイウェイの試行を今年後半から行うべく, すでに検討を行っている。

—— UKPO によるプレスリリースは, 以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/press/press-release/press-release-2007/press-release-2007032>

[6.htm](#)

—— JPOによるプレスリリースは、以下参照 ——

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

・ **ドイツ連邦司法省,ドイツ産業連盟, 特許に関する会議を共同開催**

ドイツ連邦司法省,ドイツ産業連盟(BDI)は、3月29～30日、ドイツ・ベルリンにて、特許に関する会議(A Europe of Innovation - Fit for the Future?)を共同開催した。この会議は、今年前半のEU議長国を務めるドイツ連邦政府が公表した議長国プログラムにおいて、開催が予定されていたもの。この会議には、ドイツ政府、司法及び欧州国際機関の高官、欧州各国関係者、産業界トップ、特許弁護士、NGO等、約250名が参加しており、ドイツ政府の特許政策への関心の高さ、議長国としての威信が表れている。

会議は、講演の部とパネルディスカッションの部に分かれて構成。講演の部の主な内容は以下のとおり。

トゥーマン BDI 会長は、欧州の特許取得コストは米の約 11 倍、日本の約 13 倍と指摘しつつ、EU は共同体特許を目指していくべきと講演。

ツイプリーズ独連邦司法大臣は、イノベーションのために特許保護が必要なことは間違いなく、欧州特許制度についてさらに効率的な制度を目指していくべきと講演。

マクリービー域内市場・サービス総局委員は、特許政策のコミュニケーションが翌週に発表されるとし、また、欧州訴訟合意(EPLA)、中小企業対策を推進すべきと講演。

ガリー世界知的所有権機関(WIPO)事務局次長は、特許制度の理想的な将来像として、世界的な 1 出願、1 審査、1 特許を目指すべきと講演。また、日米、日韓、さらにはわずか数日前に合意された日英の特許審査ハイウェイについても言及した。

セリエールビジネスヨーロッパ(旧 UNICE) 会長は、欧州での特許取得コストを下げるべきであり、ロンドン合意、EPLA、共同体特許を推進していくべきと講演。

ポンピドゥー欧州特許庁(EPO)長官は、中小企業への対策が重要であるとし、また、特許は質が最重要であり、EPO は世界で最も質の高い特許を付与していると講演。

パネルディスカッションの部は、以下の 7 つの主題に分かれて行われた。司会又はパネリストとして、シャード独特許商標庁長官、バティステリ仏 INPI 長官、ルッツ独連邦特許裁判所長官、ブリムロー次期 EPO 長官、欧州議会議員等が参加。

(1) 21 世紀のアジアでの知的財産—さらなる協力、(2) 知的財産権とイノベーション政策—共存又は衝突?、(3) 特許法の国際的調和—結論は間近か?、(4) 中小企業と特許—成功への道?、(5) 新技術での特許保護—将来の準備又は順応の必要、(6) 特許エン

フォースメントにおける法的確実性の改善, (7) 欧州特許法—世界的な競争に適合?

— ドイツ連邦司法省による本会議の概要は, 以下参照 —

http://www.bmj.bund.de/enid/5b1ffc1b67355d8d4313ede40ad87eae.0/aktuelles_13h.html

— 本会議に関する HP は, 以下参照 —

<http://www.bmj.bund.de/patcon>

— 本会議のプログラムは, 以下参照 —

http://www.bmj.bund.de/files/-/1831/070226_Einladung_Innovation_A4.pdf

— BDI のプレスリリースは, 以下参照 —

http://www.bdi-online.de/en/Dokumente/PM_3007_EUGemeinschaftspatent_engl.DOC

— マクリービー域内市場・サービス総局委員の講演内容は, 以下参照 —

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=SPEECH/07/206&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

— セリエールビジネスヨーロッパ会長の講演内容は, 以下参照 —

<http://www.bmj.bund.de/files/-/1919/070330%20DraftI%20EAS%20BDIConference%20SpeakingNotesSeillière%202.pdf>

— ポンピドゥーEPO 長官の講演内容は, 以下参照 —

<http://www.bmj.bund.de/files/-/1920/BDI30mar07final.pdf>

・ 欧州委員会, 欧州特許制度の改善に関するビジョンを公表

欧州委員会は, 4月3日, 欧州特許制度の改善に関するビジョンを, 欧州議会及び閣僚理事会へのコミュニケーションとしてプレスリリースした。このコミュニケーションは, 昨年行われた将来の欧州特許制度に関するコンサルテーションの結果を踏まえて作成されたもの。本コミュニケーションの概要は以下のとおり。

◆ 序

特許はイノベーションの促進のドライビングフォースであるが, 特許に関し欧州域内が

統合されなければ、米国、日本、さらには中国等の新興国よりも競争力がなくなってしまふ。欧州は人口比の特許登録件数が日米に比べて少なく、この域内でのクリティカル・マスの欠如が人口比の三極での特許登録件数の少なさに繋がっている。特許数の少なさの一因として欧州の特許取得コストが日米に比較して高いことが挙げられる。欧州がイノベーションを促進するためには特許制度の改善が必須である*。

◆ 共同体特許

共同体特許について、欧州理事会の2003年の共通政治アプローチは裁判管轄と翻訳問題という2つの理由で批判されている。翻訳問題については、クレームを全てのEU公用語に翻訳しなければならないことが問題という意見もあれば、クレームだけではなく明細書も翻訳すべきとの意見もある。いずれにせよ、欧州委員会の当初提案は合意へ向けた良い基礎になるとの多数意見がある。欧州委員会は、効果的な解決策を見つけることが可能であると考えており、共同体特許の翻訳コストを減らし、法的確実性を高める視点で、構成国と共に解決策を探求していきたい。

◆ 裁判管轄

裁判管轄については、構成国の意見が分かれている。一方の国々は、欧州特許を取り扱う欧州特許訴訟協定(EPLA)を支持しているが、他方の国々は、欧州特許のみではなく、共同体特許も取り扱い可能な共同体の裁判管轄を支持している。欧州委員会は、両者の特徴を組み合わせた統合的アプローチに基づいて合意が可能ではないかと信じている。すなわち、欧州特許と共同体特許の両者を担当する統一された特別な特許司法制度によって達成されるかもしれない。また、特許の侵害と有効性の両者を担当し、さらに、裁判官は法律及び技術の両者の資格を持った者にすべきであり、最終審は欧州司法裁判所でなければならないと考えている。

◆ 特許制度の質、コスト及び効率性

特許の高い質は必須であり、EPO管理理事会の欧州品質管理システムのような施策を歓迎。日米に比べて割高なコストは、特に中小企業のためにも減少されるべきであり、スピードについては、欧州特許は3年以内に査定されるべき。審査結果の相互利用のように欧州の特許庁同士が協力することが重要。

◆ 中小企業支援

中小企業に特許取得を促すため、特許制度の利点などの周知活動を行いつつ、中小企業の実際のニーズにさらに適合した新しいサービスを行う予定であり、いくつかのプロジェクトを立ち上げたところ。

◆知識移転

知識移転 (Knowledge Transfer) について、現在、公的研究機関と産業界との知識移転の改善に関するコミュニケーションを提示中。今後、より質の高い知識移転について提案予定。

◆その他

裁判以外のより安価で効率的な紛争解決手段(ADR)について、既に2004年10月に指令の提案をしているが、今後ADRについて研究する予定。また、特許訴訟保険(PLI)について、2006年6月に公表したPLI研究結果に関するコンサルテーションを行ったが、義務化することには懐疑的との反応であった。さらに、特許権のエンフォースメントの国際的な側面について、G8, EU-US サミットにおいて模倣品・海賊版対策が策定されたが、国際的なパートナーと会話を行いつつ模倣品・海賊版対策を国際的に推進していかなければならない。

また、知的財産権全般の残りの課題についてのコミュニケーションを2008年早期に公表する予定と言及している。

今後、欧州委員会は、当該報告書に基づき、閣僚理事会及び欧州議会と共にコンセンサス形成に努め、その合意形成後、具体的な提案を行って施策を実施することとしている。

* (参考)

欧州委員会の調査によれば、欧州13カ国を指定した欧州特許取得コストは、日本での特許取得コストの13倍、米国での特許取得コストの11倍。

また、百万人当たりの「国内・域内特許登録件数／三極での特許登録件数」は、
欧州：137件／33件、 米国：143件／48件、 日本：174件／102件。

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/463&type=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=fr>

－ コミュニケーション本文は、以下参照 －

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2007/com2007_0165en01.pdf

－ 昨年のコンサルテーションについては、以下参照 －

欧州知的財産ニュース 2006年1～3月号 (Vol.12) p.5

http://www.jetro.de/j/patent/2006Jan_Mar/News.pdf

欧州知的財産ニュース 2006年7月号 (Vol.14) P.9

<http://www.jetro.de/j/patent/2006July/News.pdf>

・ 欧州発明者大賞2007開催

4月18～19日、ミュンヘンのEPO本部において、EU議長国であるドイツのメルケル首相、欧州委員会のフェアホイゲン副委員長及びEPOのポンピドゥー長官列席の下、約400名が参加し、EUとEPOの共催による「欧州発明者大賞2007（European Inventor of the year 2007）」の表彰式及び講演が行われた。

欧州発明者大賞は昨年につき2回目の開催。1992年から2001年までにEPOが特許した発明の中から、経済的・技術的に目に見える成果を出した発明に対して選出・付与される。「産業界」、「中小企業／研究機関」、「欧州以外の国」及び「生涯をかけた発明」の4つのカテゴリーごとに、各3名ずつの候補者をノミネートしており、今回、各カテゴリーごとに大賞が決定された。「欧州以外の国」の枠で、中西茂雄・山中巖両氏が免疫抑制剤の発明で、また、中村修二氏が青色発光ダイオードの発明でそれぞれノミネートされていたが、大賞には選出されなかった。

メルケル独首相は基調講演において、イノベーションのための特許の重要性を強調し、EPOによる高品質な特許付与を評価しつつも、欧州における特許制度の改革が必要とし、共同体特許の実現へ向けた努力を表明した。また、特許コストの40%が翻訳コストである点に触れ、ロンドンアグリーメント実現への闘志を語り、またEPLA（欧州特許訴訟協定）への支持を表明し、「意志あるところに道あり」（Where there is a will, there is a way.）と締めくくった。

フェアホイゲン欧州委員会副委員長は、欧州における中小企業の存在に着目すべきと述べた。そして、欧州での特許取得コストは米国の11倍、日本の13倍であるとし、中小企業のためにも特許コストを低減する必要がある旨強調した。

ポンピドゥーEPO長官は、今年はEPO誕生30周年、EU誕生50周年の節目の年であり、両者協力して知識経済の発展に貢献すべき、と述べた。また、同長官のイニシアチブの下、世界の知財関係者にインタビューを行って特許制度の将来について取りまとめた「SCENARIOS FOR THE FUTURE」と題した報告書の紹介が行われた。

表彰式／講演には、上記の他、EPOブリムロー次期長官、ドイツ特許商標庁シャージェ長官、フランス産業財産庁バティステリ長官、英国知的財産庁マーチャント前長官、デンマーク特許商標庁コングスタッド長官、ロシア特許庁シモノフ長官、欧州委員会ツーレック企業・産業総局長、ドイツ連邦特許裁判所ルッツ長官等、欧州のハイクラスが多数参加し

ており、昨年以上の盛り上がりを見せた。

－ EPO のプレスリリースは、以下参照 －

(メルケル首相講演概要) <http://www.epo.org/focus/news/2007/070419.html>

(表彰式概要) <http://www.epo.org/focus/news/2007/070418.html>

(欧州発明者大賞概要) <http://www.european-inventor.org/>

－ メルケル首相のスピーチは、以下参照 (ドイツ語) －

http://www.bundestkanzlerin.de/mn_4900/Content/DE/Rede/2007/04/2007-04-18-merk-el-patentamt.html

《 意 匠 ・ 商 標 》

・ 英国知的財産庁による意匠検索サービスについて

英国知的財産庁 (UK-IPO) は、共同体登録意匠及び英国登録意匠の検索サービスを提供しており、何人も、OHIM/英国への意匠登録出願を検討中のデザインや、欧州において使用を検討中のデザインについて、UK-IPO に有料で検索を依頼することができる。検索サービスの内容は以下の二通り。

◆ イメージ検索

共同体登録意匠又は英国登録意匠の中で、依頼者のデザインに類似しているものがあるか否かを検索し、類似の可能性のあるものを提示する。

料金は、デザインの分類により異なるが、およそ 350 ポンド+VAT (付加価値税)。

◆ 権利者名検索

共同体登録意匠又は英国登録意匠の中で、特定の個人又は企業の登録意匠を検索する。

料金は、50 ポンド+VAT (付加価値税) の定額。

【メリット】

- ・ サーチ経験豊富な UK-IPO 意匠審査官によるサーチ
- ・ 10 営業日以内の結果報告
- ・ 秘密厳守

- ・サーチ依頼時又は結果受領時に、担当審査官との意見交換可能

— 申請用紙等の詳細は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/d-dsearch>

《模倣品・海賊版対策》

・フランス産業財産庁、模倣品対策キャンペーンを再実施

フランス産業財産庁（INPI）は、3月初旬、模倣品の危険性を周知するキャンペーンを再実施する旨公表した。

フランスの模倣品対策キャンペーンは、2006年4月にINPI、経済財政産業省、国家模倣品対策委員会（CNAC: Comité National Anti-Contrefaçon）の共同により開始されており、テレビ広告の実施等により公衆の意識向上に一定の成果を挙げている。具体的には、テレビでの反模倣品広告を視聴した者の63%が模倣品を買うことが少なくなったとし、また55%が模倣品に対する不信感を抱くようになったとの報告がされている。

しかし、昨年6月に実施された調査によれば、フランス国民の34%は依然として模倣品が社会にとっての重要問題であると認識していないことが明らかとなった。このため、今回、フランスの3つの主要局において、3月4日からの3週間、テレビ広告を再度実施することとしたもの。テレビ広告では、模倣品が用いられた際の危険性と共に、違法性にも焦点を当てた15秒のCMが放映される。

フランスでは模倣品によって60億ユーロの損害及び3万人の雇用機会喪失が生じているとされており、経済的損失のみならず公衆への危険性も高まっているとの危機意識が、今回のキャンペーン再実施の背景となっている。

— INPIによるプレスリリースは、以下参照（フランス語） —

http://www.inpi.fr/front/content/ART_929_25.php

・欧州議会、知的財産侵害に対する刑事罰指令案を採択

欧州議会は、4月25日、昨年4月に欧州委員会から再提案され、本年3月に欧州議会法務委員会において修正・採択された知的財産侵害に対する刑事罰指令案を、本会議第一読会

において採択した。投票結果は、賛成 374 票、反対 278 票、棄権 17 票であった。

これまで刑事罰は加盟国の権限であると考えられてきたところ、本指令案は EU が刑事罰を規定する初めてのケースであり、2005 年 9 月の欧州裁判所の判決を以て EU の権限であることが明確にされたという経緯がある。この判決後の 2006 年 4 月に欧州委員会が指令を再提案したが、昨年来の欧州議会法務委員会での審議において投票が三たび延期されるという紆余曲折もあった。しかし、今年 3 月 20 日、特許権侵害を刑事罰の対象から外し、商業的な利益を得るために故意に侵害した者のみを罰することとし、個人ユーザー及び非営利目的による行為をも対象から外すという修正を経ることにより、「刑事罰は加盟国の権限である」との根強い反対論を抑えて、欧州議会法務委員会の第一読会において採択されていた。知的財産侵害が組織的になされた場合又は侵害の結果個人の健康や安全が脅かされた場合の刑事罰の上限として、懲役 4 年以上／罰金 30 万ユーロ以上と規定している点は変更されていない。

今回の本会議での採択は、法務委員会の通過からわずか 1 ヶ月というスムーズな進展であった。今後、閣僚理事会にて審議が行われるが、刑事罰を EU が規定する初めてのケースでもあり、閣僚理事会での採択／指令成立には、議論の紛糾も予想される。

——— 欧州議会の投票結果は、以下参照（4月25日の投票結果参照） ———

http://www.europarl.europa.eu/news/expert/tous_les_epvotes/default/default_en.htm

——— 欧州議会の本会議通過後のプレスリリースは、以下参照 ———

http://www.europarl.europa.eu/news/public/story_page/008-5506-113-04-17-901-20070420STO05492-2007-23-04-2007/default_en.htm

——— 欧州議会の法務委員会通過後のプレスリリースは、以下参照 ———

http://www.europarl.europa.eu/news/expert/infopress_page/057-4356-078-03-12-909-20070319IPR04284-19-03-2007-2007-false/default_en.htm

——— 昨年の指令案再提出については、欧州知的財産ニュース 2006 年 4～6 月号 (Vol.13) 第 17 頁参照 ———

http://www.jetro.de/j/patent/2006Apr_Jun/News.pdf

・ G8 ビジネスサミットを開催

主要国首脳会議（G8 サミット）メンバー国（日、米、英、仏、独、伊、加、露）の産業団体及びビジネスヨーロッパは、4 月 25 日、ドイツ・ベルリンにおいて G8 ビジネスサミ

ットを初めて開催した。本会合は、6月開催のG8サミットに先駆けて、ドイツ産業連盟(BDI)主催で開催されたもの。日本からは、御手洗経団連会長が参加した。

本会合において、「G8ビジネス宣言」が採択され、ドイツのメルケル首相に手交された。本宣言の知的財産権に関する項目は以下のとおり。

・ 成長とイノベーション：知的財産権の促進

知的財産権の侵害(piracy)は、産業界、政府及び消費者に対する深刻な世界的な問題である。各国は適切な政策と法制度を有しているが、エンフォースメントが不足している。知的財産の保護は、技術的なイノベーションを促進し、製品の品質と安全性を維持するために不可欠なものである。

・ (上記の点に関する) アクション

G8の各国政府は、知的財産権をエンフォースメントするために、政府間の協調をさらに促進すべきである。また、新興工業国及び発展途上国との協調した建設的な対話の中で、世界的にエンフォースメントを改善すべきである。さらに、模倣品に対する需要を減らす産業界の努力を支援すべきである。我々(産業界)は、共同して世界的な模倣品・海賊版に対して取り組むという産業界と政府の両者の努力を支持する。また、G8で検討される特定の共同戦略の発展を支持する。

来年のG8サミットは日本で開催予定のため、来年のG8ビジネスサミットも日本で開催される予定。

—— G8ビジネス宣言は、以下参照 ——

http://www.bdi-online.de/Dokumente/Presse/G8_BusinessDeclaration_neu.pdf

—— G8ビジネスサミットの関連情報は、以下参照 ——

<http://www.bdi-online.de/en/8429.htm>

《特許情報・電子出願》

・スウェーデン特許庁、特許公報モニタリングサービスを開始

スウェーデン特許庁は、3月2日、公開特許公報のモニタリングサービスを4月1日より開始することを公表した。このサービスは、モニタリングプロファイル（＝特許分類、キーワード等）を事前に庁に登録しておく、公開特許公報の中からそのプロファイルに合致する特許出願の要約、図面等を、庁が毎月電子的に送付するもの。競合他社の出願動向を把握できるとともに、より効率的に特定の技術分野の動向をアップデートできる。

（参考）

スウェーデンは、欧州委員会が先に公表した「欧州イノベーションスコアボード2006」でもイノベーション先進国としてランク付けされている技術先進国。2005年の国際特許出願件数は約2,900件で、独、仏、英、蘭、スイスに続き欧州内第6位。主な企業としては、エリクソン（携帯電話、PCT出願世界第17位）、ボルボ（自動車）など。スウェーデン特許庁は国際調査機関・国際予備審査機関としても機能しており、2005年は約3,400件の国際調査報告を作成。

－ スウェーデン特許庁によるプレスリリース及び登録のための連絡先は、以下参照 －

http://www.prv.se/english/news/070302_improved_int_patent_monitoring.html

－ サービスにより庁から提供される情報のイメージは、以下参照 －

<http://www.prv.se/english/news/pdf/bildbevakningEN.ppt>

・OHIM, 2006年の年報を公表

OHIM（欧州共同体商標意匠庁）は、3月16日、2006年の年報（Annual Report 2006）を公表した。

主な内容は以下のとおり。

- ・ 共同体商標(Community Trade Mark)の2006年の出願件数は、77,459件（2005年に比し、約20%増。）。出願件数を国別にみると上位から順に、独13,585件（17.54%）、米12,699件（16.39%）、英8,407件（10.85%）、以下スペイン、伊、仏、オランダ、スイス、オーストリア、日本（1,733件、2.27%、10位）と続く。
- ・ 共同体意匠(Registered Community Design)の2006年の出願件数は、69,215件（2005年に比し、約7%増。）。出願件数を国別にみると上位から順に、独16,714件（24.15%）、

伊 10,584 件 (15.29%), 米 6,613 件 (9.55%), 以下仏, 英, スペイン, オランダ, 日本 (2,041 件, 2.95%, 8 位) と続く。

- ・ 共同体商標と共同体意匠の出願件数増によるワークロード増にも関わらず,これまでの数年間のバックログの大半を削減することに成功した。
- ・ 2006 年当初に設けた実績目標については, 5 つの目標 (例えば, 共同体商標出願を受理してから 1 週間以内に受理証を発行する割合を 80%とする。) のうち, 1 つの目標が目標値に近づくことさえできなかった。その目標とは, 異議申立の結果を申立人及び権利者相互の手続きの終了時点から 4 月以内に通知する割合を 80%とするというものであったが, 30%にも満たなかった。異議申立手続きに熟練した職員数が少なかったのがその原因である。
- ・ 電子出願の出願料金を減額したことに伴い, 共同体商標の電子出願の割合が,2005 年の約 25%から 2006 年には 70%を超えた。

— OHIM が公表した 2006 年の年報は, 以下参照 —

http://oami.europa.eu/en/office/diff/pdf/Informe_Anual_2006_en.pdf

・ 英国特許庁, 2006年の年報を公表

英国特許庁 (4 月 1 日より「英国知的財産庁」に改称) は, 3 月 29 日, 2006 年の統計データなどを含む年報 (The Patent Office Annual Review 06) を公表した。暦年における達成したハイライト及び統計データを含む年報 (Annual Review) を, 会計年度の年報 (Annual Report) を補完する形で 2005 年から公表しており, 今回が 2 回目。

◆達成されたハイライト

- ・ 受賞した仲裁サービスを新しく立ち上げ。
- ・ ウェブサイトのデザイン変更
- ・ ISO 9001:2000 を成功裏に取得。世界で初めて特許付与前手続について再認証。
- ・ 特許電子出願の成功
- ・ 知財関連犯罪への国際的な取組への貢献

◆2006 年の統計データ

(特許)

- ・ 特許出願件数は 25,745 件 (2005 年 26,192 件)。
- ・ 特許登録件数は 7,907 件 (2005 年 10,159 件)。
- ・ 特許登録件数を企業別にみると, ヒューレット・パッカード 273 件, シュルムベルガー

167件, アギライト133件, モトローラ115件, ウェザーフォード/ラム113件, NEC109件, サムソン98件の順。

- ・ 特許出願件数を国/地域別にみると, 英国17,484件, 米国3,104件, 日本759件, 独526件, 台湾502件, スイス341件の順。
- ・ 特許登録件数を国/地域別にみると, 英国2,978件, 米国2,265, 日本743件, 独347件, 台湾275件, 韓国214件の順

(意匠)

- ・ 意匠登録出願件数は, 3,495件(2005年3,588件)。
- ・ 意匠登録出願件数を国/地域別にみると, 英国3,086件, 米国106件, スイス80件, 日本32件, 豪25件, 台湾23件, 香港20件, 独15件の順。

(商標)

- ・ 商標出願件数は, 74,146件(2005年63,726件)。また, マドリッドプロトコルに基づいて英国を指定したものは, 15,530件(2005年16,817件)。
- ・ 商標登録件数は, 51,276件(2005年50,555件)。また, マドリッドプロトコルに基づくものは, 14,051件(2005年13,205件)。
- ・ 商標出願件数を国/地域別にみると, 英国65,305件, 米国3,050件, 豪493件, 独442件, 仏387件, アイルランド382件, スイス351件, オランダ368件, 日本327件の順。
- ・ 商標登録件数を国/地域別にみると, 英国44,459件, 米国2,472件, 独346件, 豪333件, アイルランド330件, 日本320件, スイス324件, 仏294件, オランダ291件の順。

— 年報全文は, 以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/about-review2006.pdf>

・ EPO, 出願件数予測調査結果を公表

EPOは、「APPLICANT PANTEL SURVEY 2006」と題した出願件数予測調査結果を公表した。2001年より毎年行われている調査であり, 約2,000人の出願人を対象にアンケート調査を実施し, 外部調査機関を使って取りまとめたもの。概要以下の通り。

1. 調査目的

- ・ 出願件数予測 — EPC加盟国のみならず, 米国, 日本からの出願件数も含めて予測し, リソースの的確な分配を行う —
- ・ 技術分野ごとの出願件数予測 — R&D支出との関連付け —

2. 調査手法

民間調査会社 (Synovate GmbH) から 2006 年 6 月に出願人にアンケート用紙を送付し、出願件数予測を記入してもらい、同年 9 月上旬に回収、取りまとめ。全出願人から 1,973 人を、また大手出願人から 405 人をそれぞれ抽出し、重複排除で計 2,055 人の出願人を抽出。うち 750 人から有効回答送付。

	出願人総数	抽出出願人数	有効回答送付数	回収率
EPC 加盟国	23,119	1,024	424	42.1%
日本	4,335	280	109	39.6%
米国	16,147	553	169	31.9%
その他	9,885	180	48	31.8%
合計	53,486	2,055	750	38.2%

3. 調査結果

- ・ 2007 年の予測出願件数*は 197,344 件、2008 年は 206,595 件。
- ・ 2006 年の予測出願件数は 191,215 件だったところ、実際の出願件数は 207,440 件で、「92%」の精度。
 なお、昨年の調査では、2005 年の予測出願件数 194,673 件、実際の出願件数 197,294 件で、「99%」の精度。
- ・ その他、出願人種別 (全出願人/大企業のみ)、出願人ブロック別 (欧/米/日)、技術分野別 (EPO の 14 のジョイントクラスターごと)、ルート別 (直接出願/PCT)、優先権主張別 (EPO が第 1 庁/EPO が第 2 庁) による、詳細な件数予測も掲載。

*注: 「出願件数」は、EPO への通常出願と、EPO が受理した国際段階 PCT 出願の合計件数。

— 報告書全文は、以下参照 —

http://www.european-patent-office.org/aps/2006/aps_2006_en_full.pdf

・ オーストリア特許庁、2006年の年報を公表

オーストリア特許庁は、4月12日、2006年の年報を公表した。

- ・ 特許出願件数は 2,647 件、実用新案出願件数は 1,019 件で合計 3,666 件と前年の 3,484 件から約 5%増加。このうち国内出願人からの出願件数は 3,164 件で約 86%を占める。
- ・ 特許登録件数は、1,966 件 (前年 1,386 件) と約 42%急増。

- ・ 特許庁になされた商標出願は 8,622 件と前年の 8,583 件から微増。このうち国内出願人からの出願件数は 7,649 件で約 89%を占める。
- ・ 商標登録件数は 7,038 件（前年 6,873 件）と微増。
- ・ 意匠出願件数は 1,309 件と、共同体意匠の影響により前年の 1,496 件から約 12%減少。
- ・ 2005 年に、職場環境の最適化及び職場内部のノウハウのよりよい利用を目的として、職員で構成する「将来の立案者」プロジェクトを立ち上げた。2007 年にその成果が、新労働時間及び新執務室の形でもたらされる。
- ・ バイオ特許監視委員会による初めての報告書が国民議会に提出された。

ー オーストリア特許庁が公表した 2006 年の年報は、以下参照 ー

<http://www.patentamt.at/geschaeftsbericht2006/frames.html>

《その他》

・ ペーター・ファーメイ氏、EPOのDG2次期副長官に任命

EPO は、3月13日、EPO 管理理事会が EPO の DG2 次期副長官としてペーター・ファーメイ氏 (Mr. Peter Vermeij, オランダ) を任命した旨公表した。現 DG2 副長官のキリアキデス氏は 6月30日 で退任する予定となっており、7月1日より着任する。

ファーメイ氏は 1955 年生まれのオランダ人。現在、オランダ経済省副官房長 (Deputy Secretary-General to the Dutch Ministry of Economic Affairs) として、行政組織の効率化、能率化、顧客関係業務を担当しており、オランダ特許庁を含めた経済省内部局の責任者をも務める。DG2 副長官着任後は、EPO の品質管理、情報システム等の業務責任者となる。

(参考) 7月1日以降の EPO 幹部構成 (予定)

長官 Ms. ブリムロー (英)

副長官 DG1 (サーチ/審査部) Mr. ハマー (独)

DG2 (サーチ/審査支援部) Mr. ファーメイ (オランダ)

DG3 (審判部) Mr. メッサーリ (スイス)

DG4 (総務部) Mr. エドフェル (スウェーデン)

DG5 (法務/国際部) Mr. デサンテス (スペイン)

－ EPOによるプレスリリースは、以下参照 －

<http://www.epo.org/about-us/press/releases/archive/2007/20070313.html>

・独連邦憲法裁判所、弁護士成功報酬禁止規則に関し違憲と判決

独連邦憲法裁判所は、3月7日、弁護士の成功報酬禁止規則を違憲とした判決（2006年12月12日付）についてプレス発表を行った。現在の連邦弁護士規則では、判決の結果に依存した報酬、すなわち成功報酬を受け取る契約、又は判決で勝ち得た額（例えば、損害賠償金）の一部を報酬とする契約を行うことを禁じている。特許弁護士、会計士及び税理士についても同様の規則がある。今回の判決では、成功報酬を受け取る契約について例外なく禁止することは違憲とし、立法府に対し、2008年6月末までに新しい規則を制定しなければならないと判示している。新規規則制定により、今後独において、成功報酬の契約による知的財産権に関する訴訟が起こることが予想される。

この判決において主に考慮された点は、以下のとおり。

成功報酬の禁止は弁護士の独立を担保するものであり、成功報酬を可能とすることは弁護士のモラルの低下となる。しかしながら、例外なく成功報酬を選択できないために、法的援助を得ることができず、結局、法的保護が得られない場合がある。したがって、成功報酬の禁止は、法的保護の保証を促進しているのではなく、むしろ悪化させているといえる。

（参考）

本裁判の申し立てに至る背景は以下のとおり。

原告である弁護士は、1990年に、米国に住む依頼人から、ナチスに不法に奪われた依頼人の祖父の土地（独・ドレスデン）に関する損害賠償を依頼され、勝ち得た損害賠償金の1/3を報酬とする契約を結び、その契約に基づき報酬を得た。その後、その契約は不当であるとして、罰金刑が言い渡された。このため、原告より上記規則が違憲であるとして本件申し立てがなされた。

－ 本件判決文（独語）は、以下参照 －

http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen/rs20061212_1bvr257604.html

－ 独連邦憲法裁判所によるプレスリリース（独語）は、以下参照 －

<http://www.bundesverfassungsgericht.de/pressemitteilungen/bvg07-027.html>

・英国特許庁新長官にイアン・フレッチャー氏

英国のウィクス科学イノベーション担当大臣は、3月20日、英国特許庁（UKPO）次期長官としてイアン・フレッチャー氏（Mr. Ian Fletcher）を任命する旨発表した。フレッチャー氏は現在、英国貿易投資総省国際部長（Managing Director, International Directorate in UK Trade and Investment）を務めており、3月30日付けで退任するマーチャント長官の後任として、4月30日より長官に着任する。

ウィクス大臣は、フレッチャー氏への祝辞を述べると共に、「ゴアーズ・レビューが英国特許庁の国内外での役割を明確にした。知的財産権は英国のビジネスにとって極めて重要であり、フレッチャー新長官及び4月2日より知的財産庁と名称変更する庁と共に業務ができることを楽しみにしている。」とのコメントを発表した。

フレッチャー次期長官は、「自分はこれまで、科学・イノベーションの面で、英国の経済の繁栄に尽力してきた。ゴアーズ・レビューで提示された課題に取り組んでいくことで、グローバルゼーションという観点で英国特許庁は今後益々中心的役割を果たすこととなる。」として、任命の喜びを述べた。

また、マーチャント現長官は、「フレッチャー氏との会談を重ねるごとに、氏の熱意と国際的視野に感銘を受けた。彼は庁を正しい方向に導くであろう。」と歓迎の意を述べた。

【イアン・フレッチャー氏の略歴】

- 1989年 ニュージーランド外務省から、英国内閣府 Civil Service 部へ。1991年まで独占／合併委員会での業務を行った後、ガットウルグアイラウンドの終盤で貿易政策部門に勤務。その後欧州委員会に移り、WTOにてFTA関係の交渉を担当。
- 1998年 貿易産業省人事部
- 2000年 国連コソボ暫定ミッションの関税／貿易産業課長（同年、貿易産業省へ帰任）
- 2002年 内閣府内閣官房課長（home civil service 担当）
- 2004年 貿易投資総省国際部長
- 2007年4月 知的財産庁長官（予定）

ー 英国特許庁によるプレスリリースは、以下参照 ー

<http://www.patent.gov.uk/press/press-release/press-release-2007/press-release-20070320.htm>

・英国特許庁、「英国知的財産庁」と改称

英国特許庁は、4月2日、「英国知的財産庁」(UK Intellectual Property Office (UK-IP))と名称変更した。従前より、「特許庁」という名称は、特許の他、商標、意匠、著作権をも管轄する庁の責務を十分に表していないとの指摘がなされており、昨年12月に公表されたゴアーズ・レビューにおいても名称変更すべきとの提言がなされていた。

ウェブサイトのURLは、「www.ipo.gov.uk」に、また、メールアドレスの末尾は「@ipo.gov.uk」へと変更される。なお、これまでのURL、メールアドレスも当面利用することができる。

ー 英国知的財産庁によるプレスリリースは、以下参照 ー

<http://www.ipo.gov.uk/press/press-release/press-release-2007/press-release-20070330.htm>

ー 名称変更に伴う詳細は、以下参照 ー

<http://www.ipo.gov.uk/namefactsheet.pdf>

(参考) 欧州諸国における各庁の名称

- 「特許庁」：アイルランド、アイスランド、エストニア、オーストリア、スウェーデン、ノルウェー、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ラトビア、リトアニア
- 「特許商標庁」：イタリア、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ
- 「産業財産庁」：オランダ、ギリシア、スロバキア、フランス、ポルトガル
- 「知的財産庁」：英国、スイス、スロベニア

・EPOーインド、知財に関するMOU締結

インド政府は、4月10日、インドとEPOが知的財産権の二国間協力に関する1年間のワークプランについてのMOU(覚書)に署名した旨公表した。インド産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion (DIPP))のデュア長官及びEPOのポンピドゥー長官が、インドのナート商工大臣同席のもと、署名を行った。

ワークプランには、人材開発、機械化、庁間データ交換が含まれるが、協力プログラムの重要項目としては、インドの10名の上級特許審査官がEPOに派遣されて研修を受講し、また、3名のEPO専門家がインドに派遣され20～30名のインドの特許審査官を指導する計画が、2007半ばから2008年半ばにかけて実施される点が挙げられる。

なお、このMOU締結について、EPOによる発表はなされていない。

— インド政府広報室のプレスリリースは、以下参照 —

<http://pib.nic.in/release/release.asp?relid=26775&kw>

(以上)